

令和3年2月以降の就学援助制度の変更点について

1. オンライン学習通信費の支給について(令和3年2月～)

令和3年1月より、順次、学習用端末・デジタル教材の導入が始まっております。それに伴い、周南市では家庭でのオンライン学習に必要な通信費の一部を援助する目的で、就学援助制度にオンライン学習通信費の費目を新設いたしました。

導入の時期によりますが、令和3年2月分以降、就学援助認定世帯の長子に対してオンライン学習通信費（月額830円）の支給を行います。

なお、小学校1年生は学習用端末の持ち帰りをしないため、就学援助認定世帯で対象児童が小学校1年生のみの場合は、オンライン学習通信費の支給対象外となります。

2. 就学援助費(給食費)の学校給食費への充当について(令和3年度～)

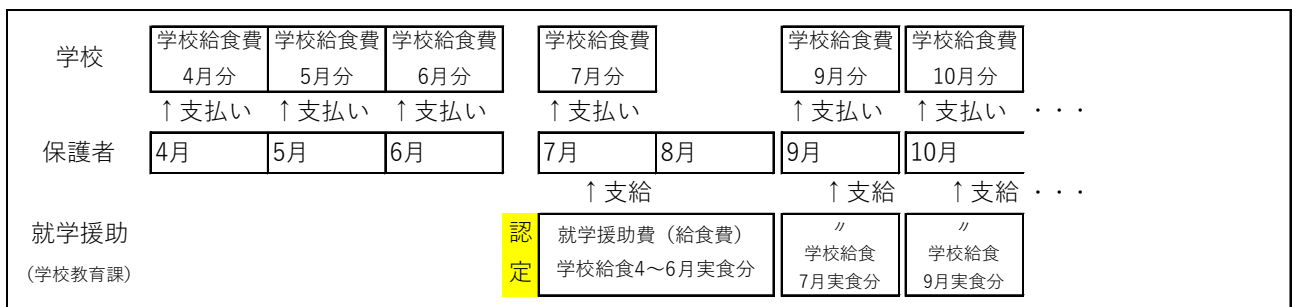
すでに学校給食課よりご案内しておりますが、令和3年度から学校給食費の徴収は各小中学校での集金から市による一括の口座振替となります。

令和2年度までは、学校給食費を学校へ一旦お支払いいただいた後、保護者口座に実食分の就学援助費(給食費)を支給しておりましたが、令和3年度以降は直接学校給食費に就学援助費(給食費)を振り替えることといたします。したがって保護者口座への就学援助費(給食費)の支給はありませんのでご了承ください。

令和3年5月より口座振替を開始する予定ですが、認定結果の通知前にお支払いいただいた学校給食費は認定後に返還いたします。

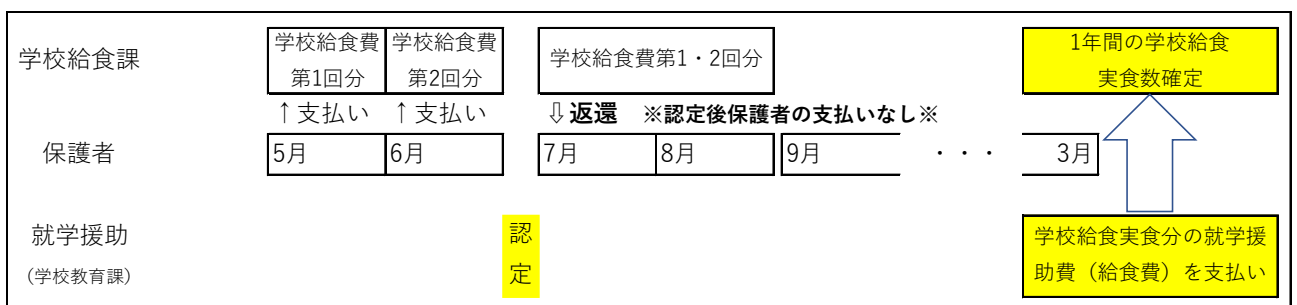
認定後の学校給食費の返還については、学校給食課にお尋ねください。(裏面参照)

【令和2年度まで】学校給食費の支払いと就学援助費(給食費)の支給の流れ



※学校給食費の支払方法・時期は学校によって異なります

【令和3年度以降】学校給食費の支払いと就学援助費(給食費)の支給の流れ



※裏面も必ずお読みください

3. 就学援助費の支給回数の変更について(令和3年度～)

周南市では、これまで年7回(7月、9月、10月、12月、1月、3月、4月)に分けて就学援助費を支給しておりましたが、学校給食費の実質的な保護者負担が無くなることから、令和3年4月以降、支給回数を年3回(7月、12月、3月)へ変更いたします(給食費はおもて面でご案内のとおり、学校給食費へ充当するため保護者口座への支給はありません)。

なお、修学旅行費・宿泊学習費については年3回の支給日に依らず、実施後2～3ヶ月後を目途に支給を行います。口座振込にあたり各保護者あての口座振込通知は行いませんので、指定の金融機関でご確認ください。

例1：中学校2年生のみ世帯 令和2年度までの支給月・費目(オンライン学習通信費は2月から支給)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支給月	7月			9月		10月	12月		1月	3月		4月
給食費	15,950			3,770		5,220	11,020		4,350	11,020		4,350
学用品費等	6,810			4,540		2,270	4,540		2,270	4,540		2,340
オンライン学習通信費										830		830
合計	22,760			8,310		7,490	15,560		6,620	16,390		7,520

例2：中学校2年生のみ世帯 令和3年度からの支給月・費目

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支給月	7月			12月						3月		
学用品費等	6,810			11,350						9,150		
オンライン学習通信費	2,490			4,150						3,360		
合計	9,300			15,500						12,510		

※支給日については認定通知にてお知らせします。

4. 就学援助認定後に口座名義が変更した場合の届出について(お願い)

口座名義を変更した場合、速やかに学校教育課に届出をお願いします(口座名義の不一致で振込が出来なかった事例がありました)。

円滑な支給のため、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

就学援助に関すること
 学校教育課 学務・保健担当
 TEL 0834-22-8543

学校給食費の支払い・返還に関すること
 学校給食課 管理担当
 TEL 0834-22-8418